

札幌市議団ニュース

2011年10月14日 No.43

日本共産党市議団事務局発行
電話 211-3221 FAX218-5124

第3回定例議会 決算特別委員会・論戦特集 ①

<宮川議員>

“財政の厳しさは生活保護費の増加に原因”は 適切でない!

本市は、財政の厳しさを強調する時、いつも「生活保護費などの扶助費の増加」にその原因があるかのごとく言います。例えば、予算議会の議案提案（H23、H22、H21）でも、上田市長は、同様の説明を行なっています。

宮川議員は、この問題を取りあげ、「昨年度の生活保護費は1163.4億円だが、その4分の3（＝849億円）は補助金でまかなわれ、残りの4分1（＝314.4億円）は地方交付税に算入されている。だから、市長の『歳出では、生活保護費など扶助費が著しく増加するなど、依然として厳しい状況』という表現は、適切ではないと思うが、いかがか」と質しました。

上田市長はこれに対し「その通りだが、4分1の地方交付税の方は満額来ていない。最大50億円ほどの誤差（欠損金）があり、本市が穴埋めしている」と答弁しました。

宮川議員はこれに「いまの誤差の話ですが、国全体としての交付税参入額が少ないわけではない。本市においては、生活保護費の中の医療費について、実際に必要とした金額より少なく見積もられているからではないか。要は、計算式を正せば、生活保護費が増えたとしても、本市が財源不足になるということは、ないのでないか」と迫りました。

上田市長は「保護費が増えている現状を述べているだけで、生活保護受給者を敵視したり、批判しているわけでもない」と答弁。宮川議員は「生活保護を受けている人は基本的に弱者です。配慮が必要だ。だから、保護費が増えたから財政が厳しいというのではなく、“保護費が増えているけれども、国の計算方法が実態を反映していないことが問題で、市の持ち出しになっている”と、今後は、予算の提案説明の際にもハッキリさせていただきたい」と強く求めました。（10/12）

<伊藤議員>

低賃金労働者に生活できる賃金を保障できる 公契約条例を

ワーキングプア・貧困が重大な社会問題化するなか、札幌市が発注する事業においても、労働者が生活できる賃金を確保させ、事業品質の確保や市内経済の活性化につなげる上でも、実効性のある公契約条例の制定が強く求められています。 ⇒ [ウラにつづく](#)

伊藤議員は、まず「賃金の決定については労働者側の代表も含めた『作業報酬審議会』を設置して行うべきと考えるかどうか」と質しました。

上野管財部長は「賃金の決定における審議会については、他都市の状況も参考に設置する方向で検討を進めている」と答弁しました。

伊藤議員は次に「川崎市の'09年度予定価格6億円以上の工事件数は22件で発注金額446億円、これは全体の47.7%を占め、公共事業にかかわる労働者の相当数に条例の影響が広がると関係者も期待している。一方、本市が想定している5億円以上の工事件数は、'10年度で15件、発注金額は127億円と少なく、全体の18.4%に過ぎない。条例の対象となる事業者や労働者を広げるべき思うが、どうか。また、雇用労働者と請負労働者の権利を守る上でも重要な『ひとり親方』を、条例適用対象労働者の範囲に含めるべきと考えるが、いかがか」と質問。

上野管財部長は「いまは5億円以上の工事を対象に考えているが、これに留まるものではなくさらに検討する。また、『ひとり親方』についても対象に含める方向で検討している」と答弁しました。

伊藤議員は最後に、労働者に適正な賃金を保障することが経営者にとって不利になるという考え方が一部にあることに触れ、「私は不利になるとは思わない。生活保護水準を下回る低賃金に喘ぐ多くの労働者に人間らしい生活のできる賃金を保障しワーキングプアから抜け出してこそ、個人消費を高め市内経済の活性化にもつながるものです。そのために公契約条例を制定すべきだ」と強く求めました。(10/12)